

# 半島振興広域連携促進事業の概要

## 目的

半島地域の自立的発展に向けた交流促進、産業振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

## 制度の概要

- **対象事業**: 地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業であって、複数の取組主体により広域的に実施される事業
  - ・ **交流促進事業**: 地域情報発信(パンフレット作成、PR活動等)(簡易な施設整備を含む)  
 人材育成(人材育成のための研修等)  
 調査検討(先進事例、交流拡大のための手法検討の調査等)  
 交流活動(体験学習事業、シンポジウム、スポーツイベント等)
  - ・ **産業振興事業**: 特産品開発(特産品開発のための調査、研究開発等)  
 特産品販売促進(特産品のブランド化支援、テスト販売の実施等)
  - ・ **定住促進事業**: 定住情報提供(移住希望者への相談窓口の設置、セミナー・フェアの開催、空家情報の提供等)  
 定住環境整備(移住・定住のための研修、防災講習等の実施、避難計画の策定等)(簡易な施設整備を含む)
- **補助対象**: 道府県、市町村、民間団体
- **補助率**: 道府県、市町村・・・予算の範囲内で事業費の1/2以内  
 民間団体・・・予算の範囲内で事業費の1/3以内 (ただし地方公共団体の負担額と同額まで)

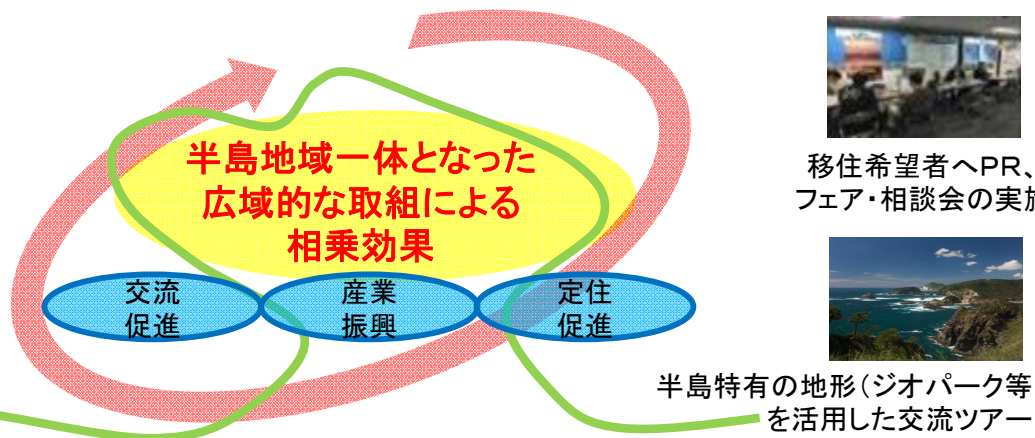
## イメージ



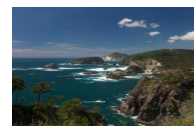
半島振興に係る簡易な施設整備



多様な地域資源を活かした特産品開発



移住希望者へPR、フェア・相談会の実施



半島特有の地形(ジオパーク等)を活用した交流ツアー

## 申請までの流れ

道府県が事業実施主体として、半島地域における複数の取組主体が行う取組を「半島振興広域連携促進事業計画」にとりまとめ、国へ申請